

**令和7年度特別区人事・厚生事務組合
指定管理施設評価委員会報告書**

令和7年10月9日

特別区人事・厚生事務組合
指定管理施設評価委員会

目 次

本 文

結果の概要	1
評価対象施設	2
評価対象施設区分の評価等実施内容	2
評価の方法	2
評価経過	3
総合評価	4

資 料

- 1 令和7年度評価委員会名簿
- 2 令和7年度指定管理施設評価等実施方針
- 3 令和7年度指定管理5年目施設評価結果得点表・評価票

指定管理施設評価委員会 結果の概要

本報告書は、特別区人事・厚生事務組合（以下「組合」という。）が設置する厚生関係施設の管理運営状況について評価し、その結果について報告するものである。

厚生関係施設利用者の抱える問題は以前にも増して多様化してきており、利用者支援の現場において取り組むべき課題も更に複雑化している。これらの状況に対応し、ひいては特別区の負託に応えるためにも、特別区長会での了承のもと、平成31年度から施設における人員加配置等を実施し、利用者支援の充実を図っている。

令和6年10月からは、厚生関係施設における個別支援計画の策定が義務化されており、各施設においては、利用者の意向を踏まえ、実施機関と連携しながら、その実現に向けた取組を確実に行うことが求められている。

組合における指定管理は、平成18年度の制度導入以降、間もなく20年を迎えることとなるが、多くの施設で現指定管理者による指定管理が継続し、更新を重ねている状態となっている。今年度、指定後5年目となる施設の更新可否については、競争性及び公正性を担保し、指定管理期間における運営実績に対する評価に加え、今後も継続的に運営できる力量があるかという点も勘案し、評価を行った。

評価委員会における評価の結果、今年度末で指定後5年目となる更新対象の6施設については、いずれも『A』の評価となった。施設の設置目的に沿った運営が適切になされているだけでなく、今後の運営についても引き続きこれを期待できると認められ、更新するに相応しいものと評価する。

一方で、改善の余地があると考えられる項目も一定数存在するため、これらの点については、施設ごとに改善を要する項目を提示し、今後5年間の新たな指定管理期間において、改善状況を随時確認することが望まれる。

また、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に変更されてから2年以上が経過したことから、今後は、コロナ禍以降に各施設が培ってきた感染症拡大防止に係る各種対応策を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染拡大防止のために設けていた隔離療養エリアの取扱いや各種事業及び行事の再開についても検討していく必要がある。

財務の健全性の観点では、全ての法人において「普通」以上の評価を得ている。人件費や各種物件費の高騰等、社会経済の動向は依然として不透明な状況であることから、引き続き安定的な施設運営のためにも、適切な法人運営と財務状況の維持に努めていただきたい。

組合においては、この結果を踏まえながら、利用者サービスの向上とともに指定管理施設の効果的かつ効率的な管理運営のため、指定管理者と連携を強く指導していく必要がある。

令和7年10月9日

特別区人事・厚生事務組合

指定管理施設評価委員会 委員長 岡 部 卓

評価対象施設

組合が設置し、指定管理者が管理する厚生関係施設について、「令和7年度指定管理施設評価等実施方針」（以下「実施方針」という。）に基づき、次の施設区分のもと評価を実施した。

【評価対象施設区分】

A 区分施設 指定後5年目施設（令和7年度指定期間満了施設）	
更生施設	しのばず荘、千駄ヶ谷荘、新塩崎荘
宿所提供施設	小豆沢荘、西新井栄荘、新幸荘

評価対象施設区分の評価等実施内容

1 A 区分施設（指定後5年目施設）

指定管理者による令和3年度以降の運営実績及び運営体制等について確認を行い、条例に基づく指定期間満了後の指定継続の可否について、評価を行うものである。

なお、更新の可否に関する基準は以下のとおりである。

- （1）実施方針2の(1)の アに該当する公募に基づき指定した施設（対象施設なし）は、総合評価が『B』以上（基準60%を超える）をもって、更新対象施設とする。
- （2）実施方針2の(1)の イに該当する公募によらずに継続指定した施設（今年度A区分6施設）は、総合評価が『A』（基準80%を超える）をもって、更新対象施設とする。

評価の方法

事業実績や調査結果に基づき、以下の項目について評価を行った。

1 A 区分施設（指定後5年目施設）

（1）施設運営状況評価

- ・保護施設共通事項
- ・更生施設（宿所提供施設）の管理運営
- ・会計関係等チェックシート

（2）管理運営能力評価（運営実績等）

- ・入退所状況等
- ・利用者支援
- ・記録・情報提供
- ・日中活動・行事等

- ・地域移行に向けた事業実績
- ・支援機能強化及び地域連携
- ・経費の執行及び費用徴収状況
- ・事故及びトラブル発生状況

(3) 管理運営能力評価 (運営体制等)

- ・運営体制
- ・職員と組織の能力向上への取り組み
- ・利用者支援に関する規定、プログラム・マニュアル、具体的事例の共有
- ・法人財務の健全性
- ・東京都指導検査結果、情報公開の状況

(4) 福祉サービス第三者評価

- ・利用者調査結果に対する総合的な感想
- ・利用者調査結果 (個別アンケート結果)
- ・組織マネジメント
- ・サービス提供のプロセス
- ・サービスの実施項目
- ・取組状況及び全体講評

(5) 現地調査・施設ヒアリングの実施 (事業実績・決算報告等の確認、各種記録等の確認、施設の現状の把握、課題等への対応についての協議等)

評価経過

日 程	事 項
10月9日	評価委員会 ○ 委員長選任 ○ 指定管理施設評価等実施方針について ○ 施設調査結果について ○ 評価について ○ 評価委員会報告書決定

V 総合評価

1 A区分施設（指定後5年目施設）

A区分施設6施設の総合評価は、いずれも『A』とした。

この結果、指定管理期間が満了となるA区分施設について、組合保護施設条例第11条第3項の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるため、指定継続を妥当とする。

2 評価結果

評価対象施設区分による評価結果は、次のとおりである。

（1）A区分施設（指定後5年目施設）の評価結果

施設種別	施設名	区分評価				総合評価
		施設運営 状況評価	管理運営能力 (運営実績)	管理運営能力 (運営体制等)	福祉サービス 第三者評価	
更生施設	しのばず荘	『a』 98.3%	『a』 82.5%	『a』 88.7%	『a』 86.0%	『A』 86.5%
	千駄ヶ谷荘	『a』 98.3%	『b』 77.9%	『a』 88.7%	『a』 90.7%	『A』 85.8%
	新塩崎荘	『a』 98.3%	『a』 83.8%	『a』 86.7%	『a』 87.3%	『A』 86.8%
宿所提供 施設	小豆沢荘	『a』 98.3%	『a』 87.6%	『a』 88.7%	『a』 96.7%	『A』 91.4%
	西新井栄荘	『a』 98.3%	『a』 91.4%	『a』 88.7%	『a』 97.3%	『A』 93.0%
	新幸荘	『a』 98.3%	『a』 85.7%	『a』 88.7%	『a』 96.7%	『A』 90.7%

（2）新たな指定管理期間における課題について

各施設における取り組みを評価し、総合評価は『A』とした。一方、全体として経験豊かな職員が減少する中で、基盤となる倫理観や基本的な知識を常に保持し、職員の職務に関する知識及び技術その他必要と認められる事項について、その向上を図るための措置を講じ、不断の支援の向上・改善に努めることが必要である。

ついては、別添「評価総括シート」のとおり、「取組を評価する点」の今後さらなる伸張・充実を図ること、「改善が望まれる点」においては今後の指定管理期間において、施設及び法人として速やかかつ確実に改善に取り組まれ、組合としてもその経過及び結果を確認することを求める。